

「三重県国民保護計画作成の考え方」

1 計画の目的

県は、武力攻撃や大規模なテロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難や救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する役割を担います。

これらの取組を的確かつ迅速に実施するため、県の体制や、避難、救援の方法、国民の生活の安定化に関する措置の方法などを内容とする「三重県国民保護計画」を作成します。

2 計画作成の考え方

「三重県国民保護計画」を作成するにあたっては、国民保護法その他関係法令、国の基本指針及び「三重県国民保護基本方針」等に基づき、県民の意見を聞きながら、次の点に留意し実効性のある計画づくりを進めます。

あわせて市町村の国民保護計画や指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべきものとします。

初動体制、対策本部など実施体制の早期確立
24時間即応可能な体制の構築
防災体制と有機的に連携した体制の整備
情報の伝達と共有化の確保
国、市町村との連携の確保
近隣府県との県境を越えた連携の構築
自衛隊、警察、消防等の防災関係機関との連携の強化
指定公共機関及び指定地方公共機関との連携の確保
自主防災組織、ボランティア等との連携
研修及び訓練の充実
備蓄、資機材などの整備
県の社会的特性、地理的特性への配慮

< 県の社会的特性、地理的特性 >

- ・ 南北に細長い県土と長い海岸線、離島
- ・ 多くの府県に山岳や河川で隣接
- ・ クラスタ状（分散化した）の都市形態
- ・ 石油コンビナート施設
- ・ 自衛隊施設
- ・ テーマパーク等大規模集客施設や観光地